



ねん がつ
2027年 4月から



こどもを ほいくしょに あずけたいひとへ

ほいく ひつようせい (1) 保育の 必要性

くるめし ほいくしょ 久留米市の 保育所に あずける ためには くるめし じゅうみんひょう 久留米市に 住民票が あること と とう お父さん と お母さんが ①から⑦の どれかを している ひつよう 必要が あります

げつ じかん おお はたら
①1か月に 64時間より 多く 働いている
(あずけられる 期間) 小 学 校 に 入 る 前 まで

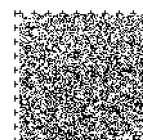
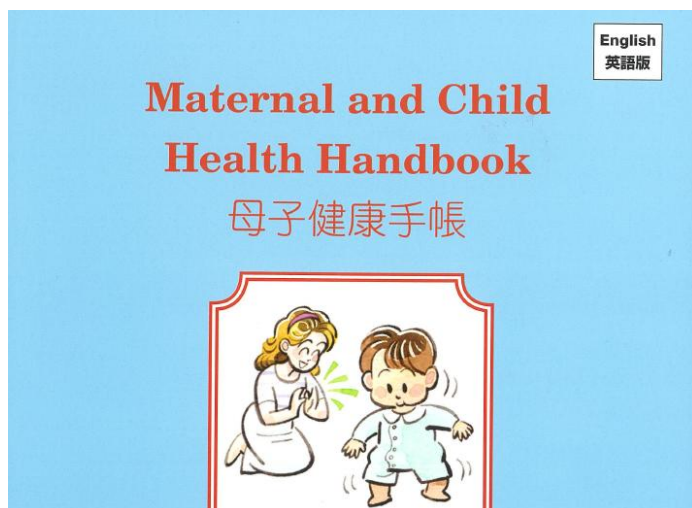
も しゅうろうしょうめいしょ かいしゃ ひと か しょうめいしょ
(持ってくるもの) 就 労 証 明 書・・・会 社 の 人 が 書いた 証 明 書

就労証明書	
宛	
証明日 年 月 日	
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	
担当者名	
記載者連絡先	
下記の内容について、事実であることを証明いたします。 ※本証明書の内容について、就労先事業者に無断で作成し、又は改変を行ったときには、刑法上の罪に関われる場合があります。	
No.	項目 記載欄
就労先事業者に関する事項	
1	業種 ☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☒ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス業 ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 医療・福祉 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他 ()
就労者に関する事項	

う よてい う
②こどもが 産まれる 予定 または 産まれたばかり

(あずけられる 期間) こどもが 産まれる 予定の 日より 8 週 間 前 から 8 週 間 後 まで

も ぼしてちょう びょういん せんせい か しんだんしょう よてい ひ か
(持ってくるもの) 母子手帳、病 院 の 先生 が 書いた 診 断 書 (産まれる 予定の 日 が 書かれ たもの)



びょうき しょう
③ 病 気 や 障 がいがある

(あずけられる 期間)

びょうき びょういん せんせい しんだんしょ か ひ げつ
病 気 のとき： 病 院 の 先生が 診 断 書 を 書いた日から 6 か月 まで

しょう しょうがいしゃてちょう も ひと しょうがっこう はい まえ
障 がい が あるとき： 障 害 者 手 帳 を 持っている 人は 小 学 校 に 入 る 前 まで

(持ってくるもの) びょういん せんせい か しんだんしょ しょうがいしゃてちょう
(持ってくるもの) 病 院 の 先生が 書いた 診 断 書 または 障 害 者 手 帳



げつ じかん おお びょうき かぞく せわ
④ 1 か月 に 64 時間より 多く 病 気 の 家族を お世話している

(あずけられる 期間)

びょうき びょういん せんせい しんだんしょ か げつ
病 気 のとき： 病 院 の 先生が 診 断 書 を 書いた日から 6 か月 まで

しょう しょうがいしゃてちょう も ひと しょうがっこう はい まえ
障 がい が あるとき： 障 害 者 手 帳 を 持っている 人は 小 学 校 に 入 る 前 まで

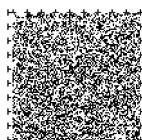
も だれ せわ せわ か かみ
(持ってくるもの) 誰 の お世話を しているか どんな お世話を しているか 書いた紙 と
びょういん せんせい しんだんしょ しょうがいしゃてちょう かいごほけんしょう
病 院 の 先生 の 診 断 書 または 障 害 者 手 帳 または 介 護 保 険 証

受領印欄	児童氏名 (カタカナで)	生 年 月 日	施 設 名
		年 月 日	(入所中・申込中)
		年 月 日	(入所中・申込中)
		年 月 日	(入所中・申込中)
看護・介護申立書			
介 護 さ れ る 人	住 所		
	氏名・生年月日・続柄 (氏名)	(年 月 日生) 保護者との続柄 ()	

じしん たいふう こうすい かじ いえ しゅうり
⑤ 地震 台風 洪水 火事で 家がこわれて 修 理 を している

(あずけられる 期間) しょうがっこう はい まえ しょうめいしょ か きかん
(あずけられる 期間) 小 学 校 に 入 る 前 まで または 証 明 書 に 書いている 期間まで

(持ってくるもの) なに いえ か かみ しょうめいしょ
(持ってくるもの) 何 がおきて 家 が こわれたのか 書いた紙 と 証 明 書



はたら
⑥ 働く ところを さがしている

(あずけられる 期間) 保育所に あずけてから 3か月まで

も (持ってくるもの) はたら 働く ところを さがしている ことを か 書いた もうしたてしよ 申立書

求職中申立書（誓約書）

私は、現在求職中であるため、就労証明書を市に提出することができません。
そこで、私は子どもが保育所、認定こども園等へ入所してから90日以内、もしくは預かり保育の施設等利用給付を希望する日から90日以内に就職し、就労証明書を市に提出することを誓約します。

なお、提出締切日に就労証明書を提出することができない場合は、保育の実施を解除（入所している施設を退所）、もしくは、子育てのための施設等利用給付の認定を取り消されることに同意します。

令和 年 月 日

久留米市長 宛て

申立人 (住所)

ちゅうい
(注意)

- はたら 働くところが き 決まったら かいしゃ 会社に しゅうろうしょうめいしよ 就労証明書を か 書いてもらって しやくしよ 市役所に だし 出してください
- はたら 働くところが 3か月の げつ 間に あいだ み 見つからない ときは ほいくしよ 保育所を やめないと いけません

がっこう べんきょう
⑦ 学校で 勉強している

(あずけられる 期間) 学校に 行っている 期間

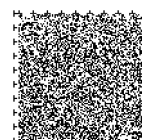
も (持ってくるもの) がっこう ひと 学校の人が か しょうめいしよ 書いた 証明書

児童氏名 (カタカナで)	生 年 月 日	施 設 名
	年 月 日	(入所中・申込中)
	年 月 日	(入所中・申込中)
	年 月 日	(入所中・申込中)

就学証明書

※以下、就学先の担当者様がすべて記入してください。

就学者	(住所)
-----	------



しゃくしょ も しょうい
(2) 市役所に 持ってくる 書類

にんていしんせいしょ
① 認定申請書

ひとり まい か
こども1人につき 1枚 書いてください

第1号様式の2(第4条及び第11条関係)

(表)

教育・保育給付認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)【2号・3号認定用】

新規

久留米市長 宛て 申請(申込)日 令和 年 月 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。
また、保育所等の入所希望の場合は、施設利用もあわせて申請します。 保護者氏名

利用を希望する認定区分	2号(保育が必要な3歳以上児童)		3号(保育が必要な3歳未満児童)	
	☐ 標準時間(11時間まで) ☐ 短時間(8時間まで)		☐ 標準時間(11時間まで) ☐ 短時間(8時間まで)	
ふりがな	生年月日	性別	保護者との続柄	障害手帳の有無
児童名	年 月 日	男・女		療育手帳の有無
	令和 年4/1時点()歳			特別児童扶養手当受給の有無
健康状況等	障害や病状	☐ 無 ☐ 有 身体的障害(手足・視覚・聴覚) 症状・病名()		
	発達等気になること	☐ 無 ☐ 有 (ことば・落ち着きがなく動き回る・こだわりが強い・)		
	健診時の要観察項目	☐ 無 ☐ 有 (内容:)		
	食物アレルギー	☐ 無 ☐ 有 (内容:)		
現住所				電話番号
	父	- -		
令和 年1月1日現在の住所	☐ 久留米市内 ☐ 久留米市外()市・区・町・村	母	- -	

ほいく ひつようせい かみ
② 保育の 必要性の 紙

とう まい かあ まい
(1) の①～⑦のどれか お父さん1枚 お母さん1枚

じゅうようじこうかくにんしょ
③ 重要事項確認書

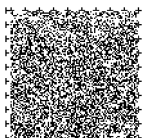
ほいくしょ し か よ
保育所に あずけるまえに 知って ほしいことを 書いているので 読んでください

(保育所等入所用)

保育所等の入所申し込みに関する重要事項確認書

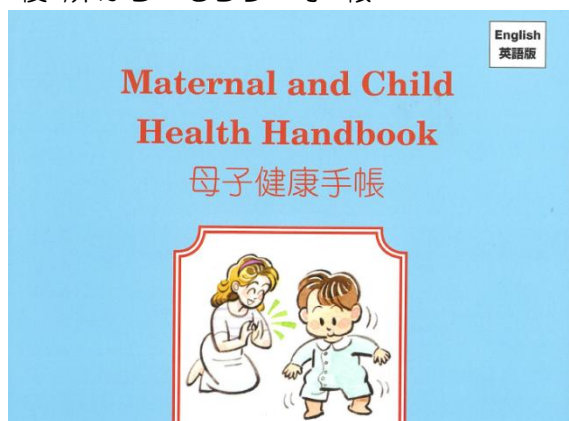
以下の内容を確認(チェック欄に✓)のうえ、署名してください。

No.	確認項目	確認内容	チェック欄
1	入所案内の確認	「久留米市子どものための教育・保育 給付認定申請・入所申し込みのご案内」はお読みになりましたか。 申し込み前に必ず入所案内をお読みください。	☐
2	求職による申し込み	求職のための保育所等の入所の利用期間は、入所後最長3ヶ月間です。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。	☐
3	出産による申し込み	出産のための保育所等の入所の利用期間は、分娩(予定)日を基準として産前8週(多胎妊娠の場合にあっては14週)の日の属する月の初日から産後8週の日の属する月の月末までです。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。	☐
4	就労等予定での申し込み	就労や就学など予定の状態で証明書類を提出いただいた場合、就労等開始後に書類の再提出が必要です。 <u>書類の提出がなかった場合は、退所となります。</u>	☐



ぼしてちょう おやこてちょう
④母子手帳・親子手帳

こどもが う 産まれるときに しやくしょ 市役所から もらう てちょう 手帳



ねんど しよとくかぜいしやうめいしよ
⑤2026年度の 所得課税証明書

2026年1月1日に 久留米市に 住んでいなかった 人だけ
2026年1月1日に 住んでいた ところの しやくしょ 市役所から 所得課税証明書 (＝お父さんとお母さんの 市民税の 金額が 書かれた 証明書)を もらってきて ください

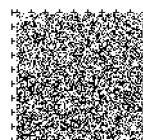
ねん にほんいがい くに う しゅうにゅう しよるい
⑥2025年に 日本以外の 国から 受けとった 収入が わかる 書類 または
しゅうにゅう しよるい
収入が ないことが わかる 書類

*2025年に 日本以外の 国に 住んでいた または 日本以外の
くに はたら ひと
国で 働いていた 人だけ*
はたら ひと きゅうよめいさい きゅうよ きんがく か しよるい
働いていた人：給与明細など 給与の 金額が 書かれた 書類
はたら ひと しゅうにゅう もうしたてしよ か
働いていない人：収入が なかったことを 申立書に 書いてください

てんにゅうせいやくしよ
⑦転入誓約書

保育所の もうしこみのとき 久留米市に 住んでいない 人だけ
ほいくしよ ひ くるめし す やくそく しよるい
保育所に あずける はじめての日までに 久留米市に 住むことを 約束する 書類
くるめし す よてい ひと くるめし ほいくしよ
久留米市に 住む予定が ない人は 久留米市の 保育所に こどもを あずけることが できません

転入誓約書	
私は、保育施設等の利用開始希望日までに、下記のとおり久留米市内に転入し、久留米市の保育担当窓口（子ども保育課または総合支所市民福祉課）にて保育施設等利用申込み手続きを完了することを誓約します。	
なお、このとおり転入および利用手続きを行わなかった場合は、利用決定（内定）および支給認定を取り消されることに同意します。	
利用希望児童氏名	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
第1希望保育施設等名称	



こせきとうほん
⑧戸籍 謄 本

とう かあ ひとり そだ かてい じどうふよう
*お父さん または お母さん どちらか 1人だけで こどもを 育てている 家庭で 児童扶養
てあて ひと
手当を もらっていない 人だけ*
ほんせきち しやくしょ こせきとうほん
本籍地の 市役所で 戸籍 謄 本を もらってきて ください

ちゅうい
(注 意)

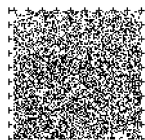
こせき ひと りこんとどけじゅりしょうめいしょ どくしんしょうめいしょ ひとり
・戸籍が ない人は 離婚届受理証明書 または 独身証明書 など 1人だけで こ
どもを そだ しょうめい かみ も
育てていることを 証明する 紙を 持ってきて ください
にほんご ことば か しょうめいしょ もって にほんごやく
・日本語ではない 言葉で 書かれている 証明書を 持ってくる ときは 日本語訳を つけてく
ださい

りょういくてちょう
⑨療 育 手 帳

かぞく りょういくてちょう も ひと ひと
家族に 療 育 手 帳を 持っている人が いる人だけ
しやくしょ てちょう も いんさつ かみ も
市役所に 手帳を 持ってくるか 印刷した 紙を 持ってきて ください

ざいえんしょうめいしょ
⑩在 園 証 明 書

ほいくしょ
*保育所に あずけたい こどもの きょうだいを ほいくしょ いがい しせつ ひと
け* 保育所 以外の 施設に あずけている 人だ
け*
しせつ しょうめいしょ
施設に あずけていることの 証 明 書



(3) てつづきの ^{なが}流れ

① ^{かいめ}1 回目の ^{もうしこみ}もうしこみ

^{ねん}2026年^{にち}11月30日まで ^{しよるい}に ^{もって}もうしこみのための ^し書類を ^{いっしょ}持って ^しこどもと ^し一緒に ^し市役所に ^{やくしよ}きてください



② ^{へんこう}変更 (^{へんこう}変更が ^{ひと}ある人だけ)

もうしこみを ^か変えたい人は ^{ひと}2026年^{ねん}11月^{にち}30日まで ^{しやくしよ}に ^し市役所に ^しきてください
たとえば ^{ちがう}ちがう ^{ほいくしよ}保育所に ^い行きたい人、 ^{あた}新 ^{はたら}しく ^み働くところが ^{みつ}見つかった人、 ^{はたら}働く
時間が ^{かわ}変わった ^{ひと}人 など
はたら ^み働くところが ^{みつ}見つかった人や ^{はたら}働く時間が ^{かわ}変わった ^{ひと}人は、 ^{しよるい}書類を ^{もって}持って ^{しやくしよ}市役所に ^しきてください



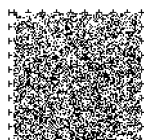
③ ^{けっか}結果の ^しお知らせ

^{ねん}2027年^{がつ}2月 ^{てがみ}はじめごろ ^し手紙で ^{けっか}もうしこみの ^し結果を ^しお知らせします

^{こどもを}こどもを ^{あずける}あずける ^{ほいくしよ}保育所が ^き決まった人： ^{ひと}入 ^{にゅうしよしやうだくしよ}所承諾書 (= ^{ほいくしよ}保育所に ^{にゅうしよ}入 ^し所 ^{できます}できます
と ^か書かれた ^{かみ}紙) と ^{ほいくしよ}保育所で ^{まも}守ってほしいことが ^か書かれた ^{かみ}紙が ^{はい}入っています

〒000-0000 福岡県久留米市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇様		子保第 号 令和 年 月 日
久留米市長 原口 新五 		
保育所入所承諾書		
先に申込みのありました施設への入所について、次のとおり承諾します。		
入所する児童の氏名 及び生年月日		

^{ほいくしよ}⇒ ^{れんらく}保育所から ^ま連絡が ^まくるのを ^まお待ちください



保育所が 決まらなかったひと：入所保留通知書（＝保育所に入所できませんと書かれた紙）とあいている保育所の名前が書かれた紙が入っています

〒000-0000 福岡県久留米市〇〇町〇〇番地		子保第 号 令和 年 月 日
〇〇 〇〇様		
		久留米市長 原口 新五
保育利用調整結果通知書（兼）入所保留通知書（案）		
先に申込みのありました施設への入所については、下記の理由により入所ができませんので通知します。 なお、申請書記載の「利用を希望する期間」の開始日の属する年度内は、入所保留として利用調整を継続します。		
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日		
入所を希望する期間	令和 年 月 日 から	

⇒2回目の もうしこみを する 必要が あります

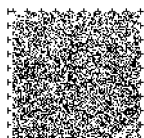
④ 2 かいめ 回目の もうしこみ

○：保育所に あずけることが できない と ③の手紙に 書いてあった人
△：1 回目の もうしこみしめきりに 間に合わなかった人

○のひとは 2027年2月15日まで に 新しい 保育所を 選んで 市役所に きて 教えてください

連絡が ない人は 1 回目と 同じ 保育所に もうしこんだこと になります

△のひとは 2027年2月15日まで に 書類を 持って こどもと 一緒に 市役所に きて ください



⑤ **変更（変更がある人だけ）**

もうしこみを ^か 変^{ひと}えたい人は 2027年2月15日まで に ^{しやくしょ} 市役所に きてください
たとえば ^{ほいくしょ} ちがう 保育所に ^い 行^{ひと}きたい人、 ^{あた}新 ^{はたら}しく 働^みくところが ^{ひと}見つかった人、 ^{はたら}働^{はたら}く
^{じかん} 時間^かが ^{ひと}変^{ひと}わった 人 など
^{はたら} 働^みくところが ^{ひと}見つかった人や ^{はたら} 働^{じかん}く時間^かが ^{ひと}変^{ひと}わった 人は、 ^{しよるい} 書^{もって}類^{しやくしょ}を 持^{しやくしょ}って 市役所に
きてください



⑥ **2 回目の 結果の お知らせ**

2027 年 3 月 はじめごろ ^{てがみ} 手紙^{かいめ}で 2 回 目^{けっか}の ^し もうしこみの 結果^しを お知らせします

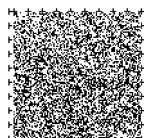
こどもを あずける 保育所が 決まった人： ^{にゅうしょしょうだくしょ} 入 所 承 諾 書（＝保育所に ^{にゅうしょ} 入 所 できます
と ^か 書^{ほいくしょ}かれた ^{かみ} かみ）と 保育所で ^{まも} 守^かってほしいことが ^{かみ} 書^{はい}かれた 紙^{はい}が 入^{はい}っています

⇒ ^{ほいくしょ} 保育所^{れんらく}から ^ま 連 絡^まが ^ま くるのを お待ちください

保育所が 決まらなかった人： ^{にゅうしょほりゅうつうちしょ} 入 所 保 留 通 知 書（＝保育所に ^{にゅうしょ} 入 所 できませんと ^か 書^かかれた
^{かみ} 紙）が ^{はい} 入^{はい}っています

⇒ 2027 年の 4 月 から 保育所に あずけることは できません

^{しんせいしょ} 申 請 書 ^{めん} うら 面^{たいき}の ^{いし} 待 機^{あり}する ^{えら} 意 思^{ひと} の ^{えら} 有 ^{ひと} を 選^{ねんど}んだ 人^{ねんかん}は 2027 年度^{ねんかん}の 1 年 間^{ねんかん}は
^{まいつき} 毎 月^{しやくしょ} 市 役 所^{ほいくしょ}と 保 育 所^{はな}で ^あ 話^あし 合^あい^あを ^あ し ます
こどもを あずける 保育所が 決まったときだけ ^{しやくしょ} 市 役 所^{れんらく}から ^{しやくしょ} 連 絡^{しやくしょ} します



(4) もうしこみ

しめきり

かいめ ねん がつ にち
1回目：2026年11月2日 から 2026年11月30日 まで

かいめ ねん がつ にち
2回目：2026年12月14日 から 2027年2月15日 まで

うけつけじかん 受付時間

ごぜん じ ごぜん じ
午前9時 から 午前12時 まで
ごご じ ごご じ
午後1時 から 午後5時 まで

もうしこみを するところ



*くるめしやくしょ 16かい こどもほいくか
でんわばんごう：0942-30-9025



*たぬしまるまちに すんでいるひと
たぬしまるそうごうししょ しみんふくしか
でんわばんごう：0943-72-2113



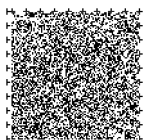
*きたのまちに すんでいるひと
きたのそうごうししょ しみんふくしか
でんわばんごう：0942-78-3552



*じょうじままちに すんでいるひと
じょうじまそうごうししょ しみんふくしか
でんわばんごう：0942-62-2112



*みづままちに すんでいるひと
みづまそうごうししょ しみんふくしか
でんわばんごう：0942-64-2312



(5) よくある 質問と 答え



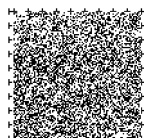
もうしこみの ときは しごと 仕事を さがしていたけれど そのあと しごと 仕事が
き 決まりました

かいしゃ しゅうろうしょうめいしょ か しやくしょ も
会 社 から 就 労 証 明 書 を 書いてもらって 市役所に 持って
きて ください
しごと じかん なが なが じかん ほいくしょ
仕事を する 時間が 長いときは 長い 時間 保育所に あずける
ことが できます



もうしこみの ときは しごと 仕事を していたけれど そのあと しごと 仕事を
やめました

ほいくしょ りゆう ひつよう
保育所に こどもを あずけるための 理由が 必要です
つぎ しごと しごと にち あいだ
次の 仕事を さがすときは 仕事を やめてから 90日の 間は
ほいくしょ つづ
保育所に あずけ続けることが できます
つぎ しごと み ほいくしょ
次の 仕事が 見つからない ときは 保育所を やめないと いけませ
ん しやくしょ そうだん
市役所に 相談を してください
びょうき しごと びょういん せんせい しんだんしょ
病 気などで 仕事が できないときは 病院の 先生に 診断書
を か 書いてもらって しやくしょ も
を 書いてもらって 市役所に 持ってきて ください





さがえ 里 帰りのために お母さんの 国へ 帰ります 保育所は
やす 休んでも よいですか

さがえ 里 帰りなど 特別な 理由が あるときは 2か月より 短ければ
やす 休むことが できます

やす まえ 休む前に かならず 保育所に 相談してください

げつ 2か月より ながく やす 休むときは 保育所を やめないと いけません



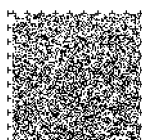
いえ 家で こどもを みることに できるようになったので 保育所を や
めることに しました

やめるときは つき さいご ひ にち にち
たいしょ 退所と なります 保育料は 1か月分 しはらう ひつよう
ます はや 早めに 保育所に 相談して ください



ひっこしを したので 保育所を 変わりたいです

くるめしない 久留米市内での ひっこしや 会社の場所が 変わったときは 保育所
を かわるための もうしこみが できます 市役所に 相談してくださ
い



れんらくさき
(6) 連絡先

わからないことが あるときは した か 書いている でんわばんごう に でんわ 電話をするか または す 住んでい
るところから 近い ちか しゃくしょ まどぐち 市役所の窓口に き 来てください

しゃくしょ まどぐち 市役所の 窓口	でんわばんごう 電話番号	じゅうしょ 住所
こ みらいぶ こ ほいくか 子ども未来部 子ども保育課	0942-30-9025	くるめしじょうなんまち ばんち 久留米市城南町15番地3 かい (16階)
たぬしまるそうごうししょ しみんふくし か 田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113	くるめしたぬしまるまちたぬしまる 久留米市田主丸町田主丸 ばんち かい 459番地11 (1階)
きたのそうごうししょ しみんふくし か 北野総合支所 市民福祉課	0942-78-3552	くるめしきたのまちなか ばんち 久留米市北野町中3245番地3 かい (1階)
じょうじまそうごうししょ しみんふくし か 城島総合支所 市民福祉課	0942-62-2112	くるめしじょうじままちならつ ばんち 久留米市城島町柵津743番地2 かい (1階)
みづまそうごうししょ しみんふくし か 三潴総合支所 市民福祉課	0942-64-2312	くるめしみづままちたまみつ 久留米市三潴町玉満 ばんち かい 2779番地1 (1階)



ねん がつ
(2026年9月につくりました)

